

会 員 各 位

(社)栃木県トラック協会
会長 関 谷 忠 泉
(公印省略)

平成20年度EMS用機器導入促進助成金について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営にご協力を戴き厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年に引き続き環境問題対策・事故防止及びエコドライブ推進の一環で標記EMS用機器導入に係る費用に対して一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内いたします。

記

1. 申請期間 平成20年5月15日(木)～平成21年3月2日(月)
但し、平成20年3月1日(土)から平成21年2月28日(土)までに装着及び支払いが完了しなければならない。
2. 助成金額 全ト協：1万円/台・栃ト協：4万円/台・合計5万円/台
申請は1事業者あたりEMS用車載器10台を上限とする
予算枠に達した時点で打ち切りになりますので了承願います。
3. 対象機器 エコドライブの実践効果のあるEMS用車載器
4. 申請要領 別添の様式E「EMS用機器導入促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、請求書及び領収書の写し(リースの場合は、リース契約書の写し) 装着証明書の写し 装着した車両の車検証の写しを添えて申請する。
5. 注 意 会員所有の県内営業ナンバーの車両であること。
助成金は新たに導入した対象機器に対して行う。
EMS用機器導入促進助成金とドライブレコーダー機器導入促進助成金とを重複して申請することはできません。

EMS用機器導入促進助成金交付要綱

平成18年 4月 1日制定
平成19年 4月 1日改正
平成20年 4月 1日改正
社団法人 栃木県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の定めたEMS用機器導入促進助成金交付要綱に基づき、栃木県トラック協会（以下「栃ト協」という。）が行う、エコドライブ管理システム（以下「EMS」という。）の導入による業務の効率化、交通事故防止及び環境の改善を図るため、EMS用機器導入促進助成金の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となるEMS用機器は、エコドライブの実践に効果のあるEMS用車載器（以下「機器」という。）で別紙1に示すものとする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、対象機器を新たに導入した会員事業者とする。
2 会員事業者とは、助成金を申請する時点で栃ト協に加入している者をいう。但し、栃ト協会費等の未納がある場合は、その限りではない。

(助成交付額)

第4条 会員事業者が新たに装着する機器に対して、1台あたり全ト協より1万円、栃ト協より4万円を交付する。
2 但し、申請は1事業者あたり、機器10台を上限とする。

(対象期間)

第5条 平成20年3月1日から平成21年2月28日までに装着を完了し、支払いが終了したものを対象とする。
2 リース契約の場合は、上記期間に導入が完了し、リース契約を締結したものに限る。
3 期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了する。

(助成金の請求手続き)

第6条 助成金の交付を申請する会員事業者は、様式E「EMS用機器導入促進助成金交付請求書」により、次の書類を添付し、栃ト協会長に対して請求をするものとする。

ア 請求書及び領収書等の写し、又は、リース契約書の写し

イ 装着証明書の写し(車両登録番号、装置メーカー名、機器名、型式、装着年月日の記載があるもの)

ウ 装着した車両の車検証の写し

(助成金の交付)

第7条 栃ト協は、前条の「EMS用機器導入促進助成金交付請求書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請事業者に対して助成金を交付する。

(財産処分の制限)

第8条 会員事業者は、交付対象の機器が導入の日から起算して1年を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告)

第9条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、栃ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は、平成18年4月1日より適用する。

(附 則)

本要綱は、平成19年4月1日より適用する。

(附 則)

本要綱は、平成20年4月1日より適用する。

平成20年度EMS助成事業対象機器一覧

平成20年5月15日現在

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタル型式 指定番号	備考	
矢崎総業	デジタルコ本体	DTG1	自TD-1		
	デジタルコ本体	DTG2	自TD-11		
	デジタルコ本体	DTG3	自TD -5		
	デジタルコ本体	DTG4	自TD -9		
	YAZAC-eye2E				
富士通	デジタルコ本体	FV5511A2	自TD-13	MBCD/communications	
	デジタルコ本体	FV5601A1	自TD-14	MBCD/basic	
	デジタルコ本体	FV5501A1	自TD-9	MBC2002	
	デジタルコ本体	FV5512A2	自TD -3	MBCD/communications	
	デジタルコ本体	FV5602A1	自TD -2	MBCD/basic	
ホリバアイテック	デジタルコ本体	HIT-700	自TD-2,-3		
	デジタルコ本体	HIT-800	自TD -4		
	HIT-GRAND SLAM	HIT-GS			
	ドラ猫プラス	DR-5100			
		DR-5200			
		DR-5300			
		DR-5400			
	ドラ猫プラス2カメラ	DR-6100			
DR-6200					
データ・テック	セーフティレコーダ	M64		SRcomm	
	セーフティレコーダ	M68		SRVideo	
	セーフティレコーダ	M67		SRポケット	
	セーフティレコーダデジタルコ	M603(M603DR)	自TD -11	ドラレコ(DVRmini+)とのセットはM603DRと表記	
トランストロン	デジタルコ本体	G04VT-M30	自TD-14	GIGATS3200, 3400	
	デジタルコ本体	G04VT-M50	自TD-13	GIGATS5400	
ミヤマ	ナビゲーションユニット	MHS-01		エコドライブナビゲーションシステム	
	ナビゲーションユニット	MHS-01T		エコドライブナビゲーションシステム	
クラリオン	HDDドライブレコーダー	CF-2400A-A		EMS対応ソフト(CTA-039-100)を導入の場合に 対象	
ティ・エム・ピー	車載端末機	TMT-2010		タコビット・ロジ	
	車載端末機	TMT-3010		タコビット・ロジ	
	ドライビング・プロ	DP-101E			
	ドライビング・プロ	DP-301E			
あきば商会	ドライブレコーダー本体	MU-04RD-EMS		クオリティービジョン	
	ドライブレコーダー本体	MU-04EMS		クオリティービジョン	
	ドライブレコーダー本体	MU-01		クオリティービジョン	
日野自動車	ドライブマスター				
	ドライブマスターPRO				
日産ディーゼル	燃費王				
	UD-テレマティクス		自TD -1		
いすゞ自動車	みまもりくんオンラインサービス			みまもりくんコントローラー	
	みまもりくんオンラインサービス		自TD-103	みまもりコンバーター	
	みまもりくんオンラインサービス		自TD -6	みまもりくんコントローラー	
エコリチャーズ	フレキシブルターミナル	FT-930P		L.I.S	
光英システム	車載端末機	K-220		総合輸配送管理システム	
シーサク	運行記録計	Dr.SS			
トワード物流	車載コンピュータ	TRU-SAM			
データロン	車載端末機	TMS-1			
日米電子	車載端末機	D-NAS		車両動態管理システム	
松下電工ケーシングシステムズ	車両運行コンピュータ	NDC-1000		REVANS運行管理システム	
富士通テン	OBVIOUSレコーダー	DRU-2012		EMS対応ソフト(ROM201E)を導入の場合に 対象	
	OBVIOUSレコーダー	DRU-2013			
オブテックス	ドライブトレーナー	DT-G01		EMS対応ソフト(SW-VD01またはSW- VDT01)を導入の場合に対象	
三菱ふそう トラック・バス	ふそうエコフリート	QZ064551			
	ふそうエコフリートPRO	QZ064600A (QZ064601A)	自TD -10	ドラレコ(DVRmini+)とのセットはQZ 064601Aと表記	
アイ・シー・エル	ドライブレコーダー	DA-4000EMS			
カヤバ工業	クルマメ	DRE-120			
松下電器産業	車載端末機	JT-D200DT-20			
	デジタル式運行記録計	JT-D201DT-30	自TD -7		
アルファ・デポ	ドライブレコーダー	DPR-1100			

上記以外の製品で別に定めた助成基準に該当する機器及び都道府県ト協において認められた機器についても対象とする。

解析ソフト、カードリーダー等の事務所用機器については対象外とする。

様式E

平成 年 月 日

社団法人 栃木県トラック協会
会長 関谷 忠 泉 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

EMS用機器導入促進助成金交付請求書

EMS用機器導入促進助成金交付要綱第6条の規程に基づき、関係書類を添えて助成金の支払い請求をします。

1. 交付請求額 金 円

装置メーカー名		
装着日	平成 年 月 日 ~ 月 日	
申請台数		台
助成金内訳	全ト協(10,000円/台)	円
	栃ト協(40,000円/台)	円
合 計		円

上限は1事業者あたり車載器10台まで

2. 添付書類 請求書及び領収書の写し リースの場合は、リース契約書の写し
装着証明書の写し
装着した車両の車検証の写し

3. 振込先金融機関

金融機関	本・支店名
口座名	口座番号(普通・当座)
ナカナ	

ご担当者名：

TEL：

FAX：

整理番号